

⑪「近未来技術」国家戦略特区等にかかる検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-002	北九州市 九州工業大学 榊石川鉄工所 ニッスイマリン工業(株) 新日本非破壊検査(株)	電波法・広帯域電力線搬送通信設備(高速PLC)に関する規制緩和	<p>本市では、国と共同設置した「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」において、研究主体による小型無人機(ロボット)や電波を活用したインフラ点検の研究開発や実証実験の円滑な実施を支援している。</p> <p>移動式発電機からの電力供給や無線通信障害等の観点から、インフラ点検実証には有線ロボットが多く活用されているが、電力線で通信を行う高速PLC機器は、移動式発電機の電力線には使用不可(「一般送配電事業者の家屋に付随する分電盤以後の電力線」以外で高速PLCを使用するには電波法許可が必要)となっている。このため、「電力線」及び「通信線」の二重配線による過重が、ロボットの小型化や配線延長による調査範囲拡大の妨げとなっている。型式指定を受けた高速PLC機器が「屋外の移動式発電機の電力線」にも許可なく使用可能となれば、これらの課題が解決される。</p> <p>また、高速PLCの漏洩電界強度の低減技術その他の実験を行うために必要な実験用免許申請には、「副次的に発する電波又は高周波電流による他の通信設備への混信又は障害を与えない技術的根拠」の明示が条件となっているため、事前の予備実験等、過大な労力、コスト、時間が必要となる。場所が限定された短期間の実験用免許については、事前規制を最小化し、「実験中の周辺電波調査」等、事後チェックに重点を置いた許可要件となれば、迅速な実験の実施が可能となる。</p>	<p>高速PLC機器使用に関する総務大臣許可 (「一般送配電事業者の家屋に付随する分電盤に接続された電力線で型式指定の高速PLC機器を利用する場合」以外には許可が必要)</p>	<p>・電波法第100条 ・電波法施行規則第44条</p>	<p>「屋外の独立電源(移動式発電機)に接続された電力線で型式指定の高速PLC機器を利用する場合」についても許可不要とする。</p>	総務省	<p>(1)「屋外の独立電源(移動式発電機)に接続された電力線で型式指定の高速PLC機器を利用する場合」についても許可不要とする提案について (回答) ① 広帯域電力線搬送通信設備については、電力線に高周波の信号を流すことにより漏えい電波が放射され、他の無線設備に混信・障害を与える可能性があるため、混信等の発生を事前防止及び発生した場合の迅速な措置等、電波管理上の観点から、同設備の設置にあたっては原則、総務大臣の許可を受けるとされています。 ② 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に関しては、使用方法等(一般送配電事業者の家屋に付随する分電盤に接続した電力線を使用する等)に関する個別の検討を経て許容値等の基準が設定されており、同基準を満たす設備については型式の指定を行うことにより、その設置に係る個別の許可が不要とされます。従いまして、型式指定を受けた広帯域電力線搬送通信設備の使用方法等の範囲内で使用する必要があります。 ③ 今回の提案は、実験ではなく、かつ、使用場所や使用期間の限定がないこと、また型式指定の使用方法等の範囲を超えた使用であること等から、周囲の無線設備に混信等を与える可能性が高く、また混信等が発生した場合に使用場所等が限定されていないため電波管理上の迅速な措置を行うことができない可能性があります。 ④ したがって、今回のご提案については個別の許可が必要であると考えます。 ⑤ 他方、引き続きの提案主体による実証実験や検証が行われ、それら結果を加味して今後制度の見直しの検討を行うことは可能であると考えます。</p> <p>(2) 実験用設備の許可に関して事後チェックに重点を置いた許可要件とする提案について (回答) ① 広帯域電力線搬送通信設備を使用した実験の実施に当たっては、他の無線設備へ混信・障害を与えないことを事前に確認する必要があるため、実験の許可の申請に当たり、その技術的根拠の明示等が要件とされているところです。 ② 今回の提案は使用場所を限定した短期間の実施であることを考慮し、また特区制度に鑑み、実験に使用する広帯域電力線搬送通信設備の仕様や使用方法等を明確にした上で、自治体の管理の下、事前措置(実験の実施に関する事前周知、混信等が発生した時の連絡窓口の設置等)、実験中の対応及び事後措置(混信が発生した場合の迅速な対処方法等)が適切に講じられるのであれば、実験用設備の許可に関して事後チェックに重点を置いた許可要件の検討は可能ではないかと考えます。</p>
随時R1-019	株式会社デジタルガレージ、Lime株式会社、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構、京都府	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)